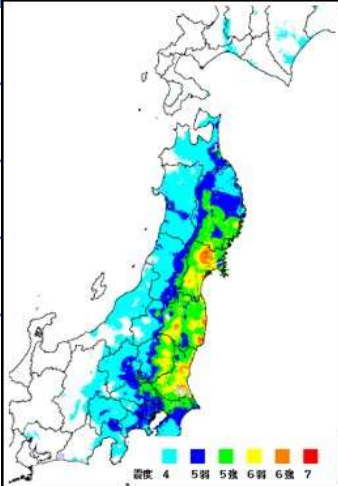


原子力災害被災地域の経緯と現状

令和6年8月8日

東日本大震災の概要

	東日本大震災		(参考) 阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46		平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0		7.3
地震型	海溝型		内陸型
被災地	農林水産地域中心		都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部・南部		1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)		数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。		建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,775名(震災関連死を含む) (岩手:5,146名、宮城:10,571名、福島3,943名) 行方不明者 2,550名(岩手:1,107名、宮城:1,215名、福島:224名)		死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,050棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,480棟)		104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)		25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)		—

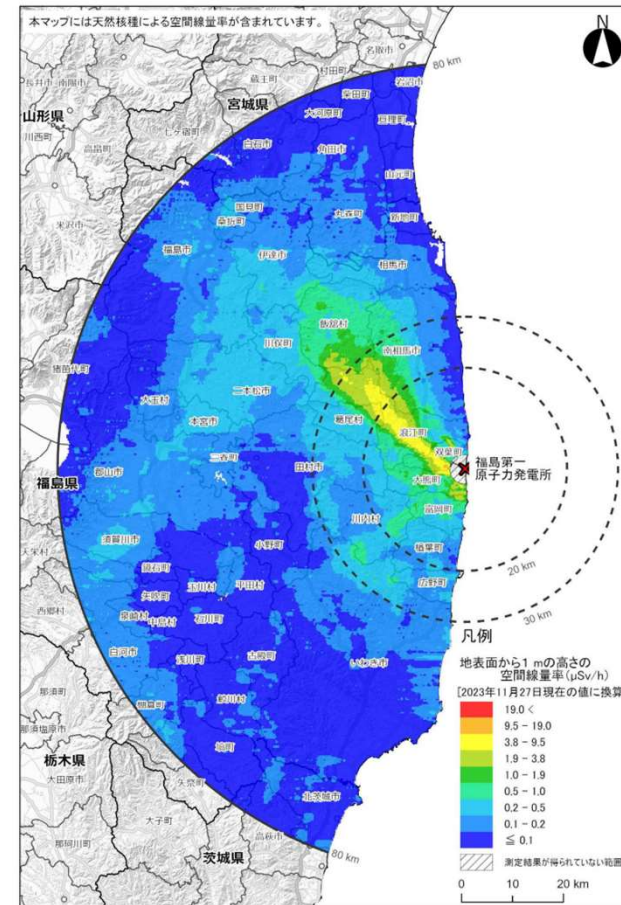
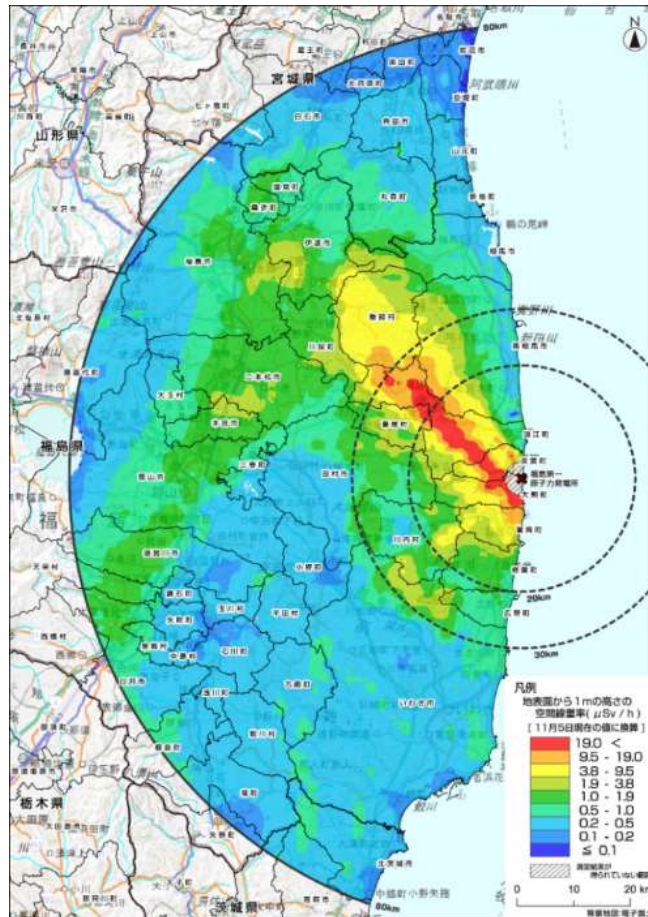
令和6年版「防災白書」及び緊急災害対策本部とりまとめ報(令和6年3月8日)を基に作成

東日本大震災に係る政府の体制

平成23年3月	原発事故による災害 原子力災害対策本部 〔原子力災害対策特別措置法第16条第1項〕 〔当初〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：経済産業大臣 事務局：内閣官房 → 〔平成24年11月2日以降〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣 環境大臣、原子力規制委員会委員長 事務局：内閣府 ○避難指示 ○救出・救助 ○炉心の冷却、注水作業 ○避難所支援、物資補給	地震・津波による災害 緊急災害対策本部 〔災害対策基本法第28条の2第1項〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、防災担当大臣 総務大臣、防衛大臣 事務局：内閣府（防災担当） ○救出・救助 ○捜索 ○避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ○ライフラインの応急復旧
同6月	原子力災害対策本部 <廃炉・汚染水・処理水対策チーム> ○廃炉・汚染水・処理水対策	復興対策本部 平成23年6月24日設置 〔復興の司令塔機能(復興施策の企画・立案、総合調整)〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、復興対策担当大臣
平成24年2月	<原子力被災者生活支援チーム> ○避難指示区域の見直し ○原子力被災者生活支援 <環境省> ○廃棄物処理 ○除染・中間貯蔵施設の整備 ○モニタリング 【原子力損害賠償】 <経済産業省> ○東京電力の指導 <文部科学省> ○賠償状況のフォローアップ及びその対応 ○和解の仲介	復興庁 平成24年2月10日発足 〔復興の司令塔機能(復興施策の企画・立案、総合調整)、復興事業の直接執行等〕 被災者支援 ○見守り・相談支援 ○コミュニティ形成支援 ○「心の復興」 住まいとまちの復興 ○住宅再建・復興まちづくり ○生活環境の整備 ○交通・物流網の整備 産業・生業の再生 ○販路開拓支援 ○人材確保支援 ○観光振興 福島復興・再生 ○県外避難者支援 ○特定復興再生拠点の整備 ○福島イノベーション・コースト構想 ○風評の払拭

空間線量率平均の推移

- 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



2011年11月5日時点の線量分布

2023年11月27日時点の線量分布

出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入り可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入り可、宿泊可】

「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

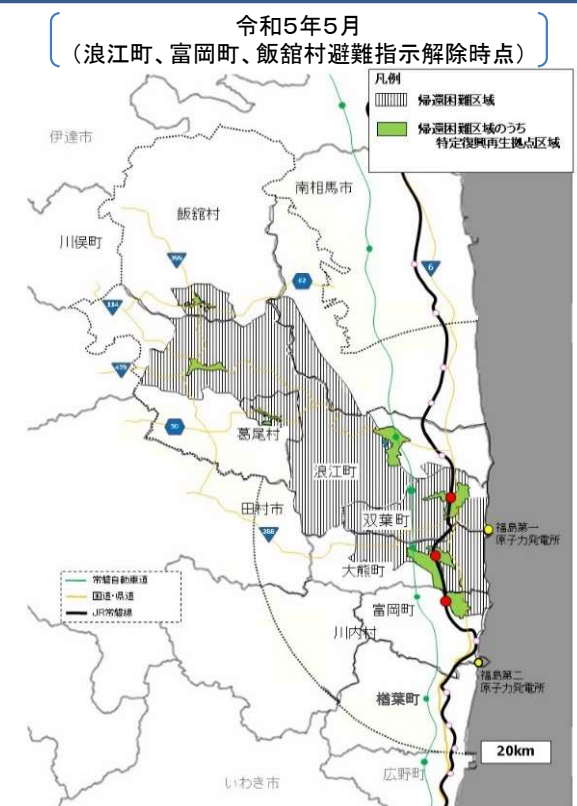
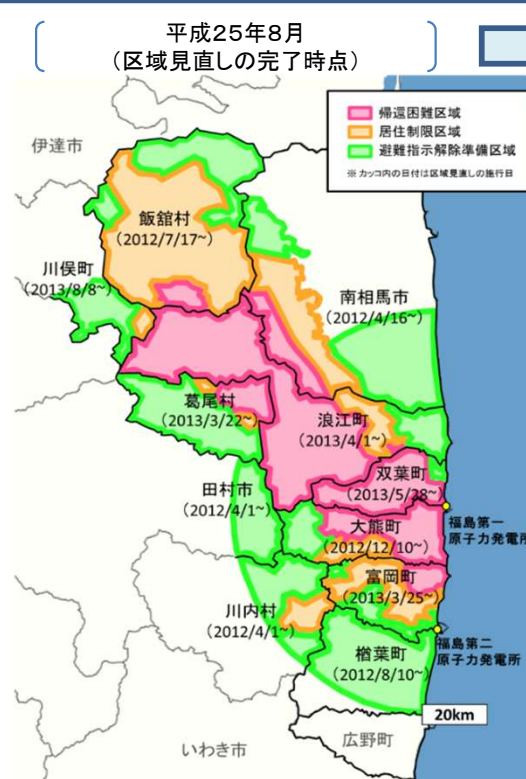
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

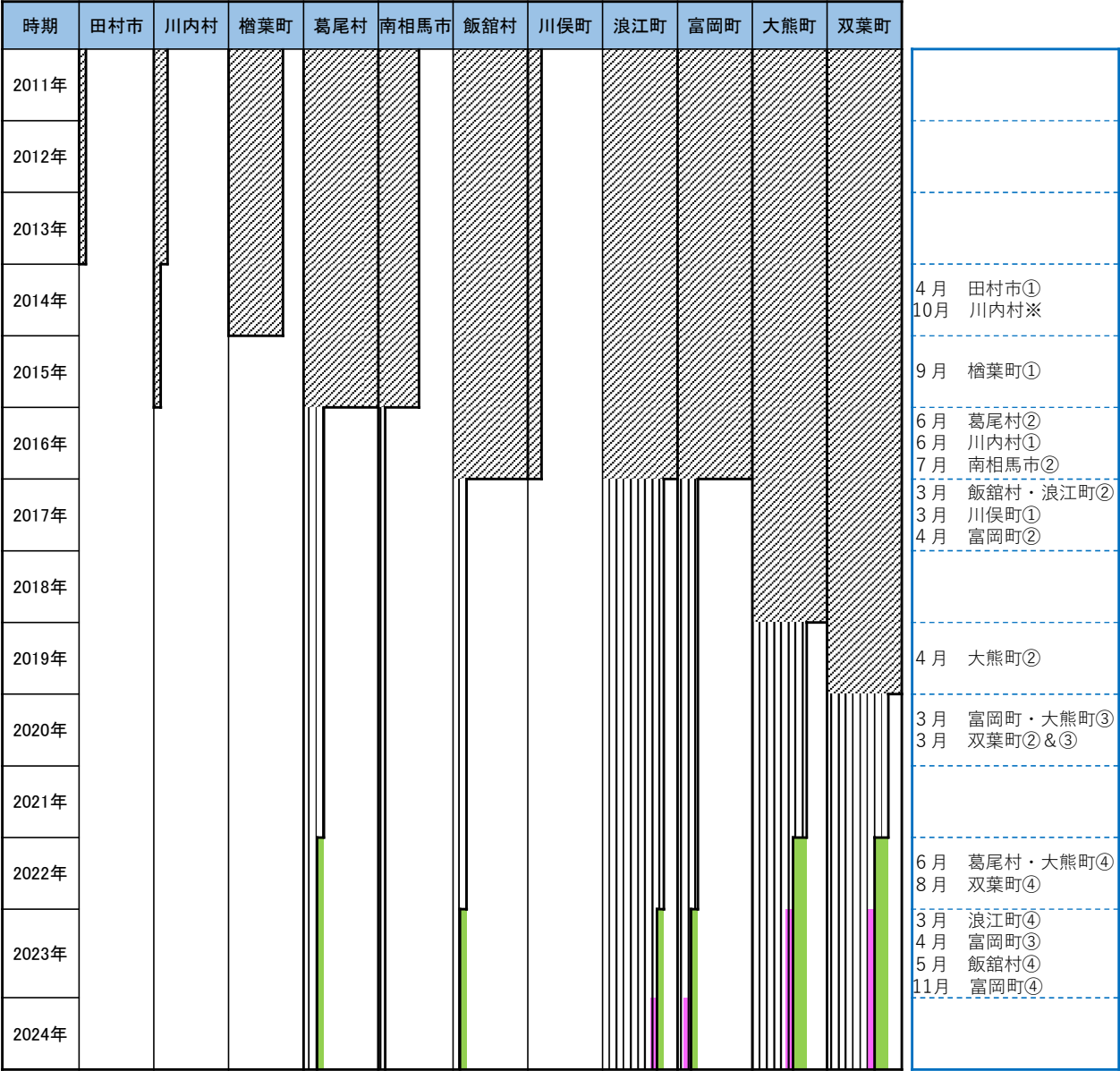
6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



避難指示解除の状況等

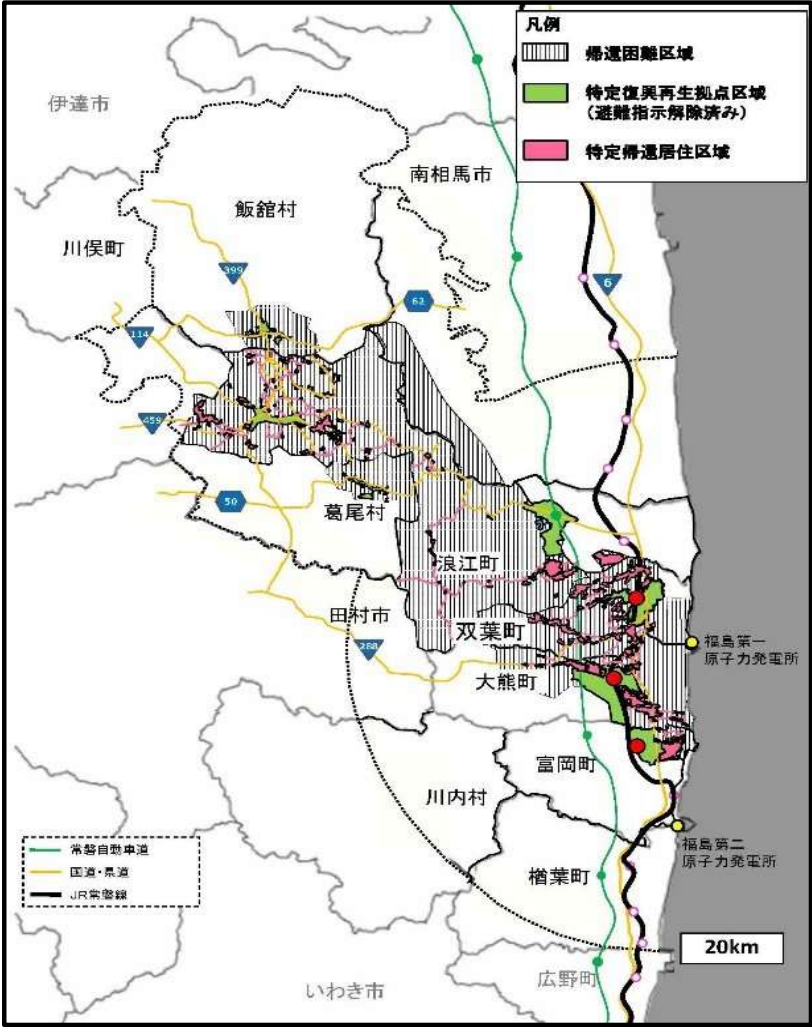
【各自治体の面積に占める避難指示区域面積の推移(イメージ)】



※上表は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき発せられた避難指示の区域を含む市町村を対象としている

- 〔凡例〕
- ①：避難指示解除
 - ②：帰還困難区域を除く避難指示解除
 - ③：帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
 - ④：帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域の全域の避難指示解除
 - ※：川内村においては、平成26年10月に避難指示解除準備区域を解除するとともに、居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し。

【避難指示区域の概念図(2024年4月23日時点)】



(参考)避難指示解除地域の人口・居住率等

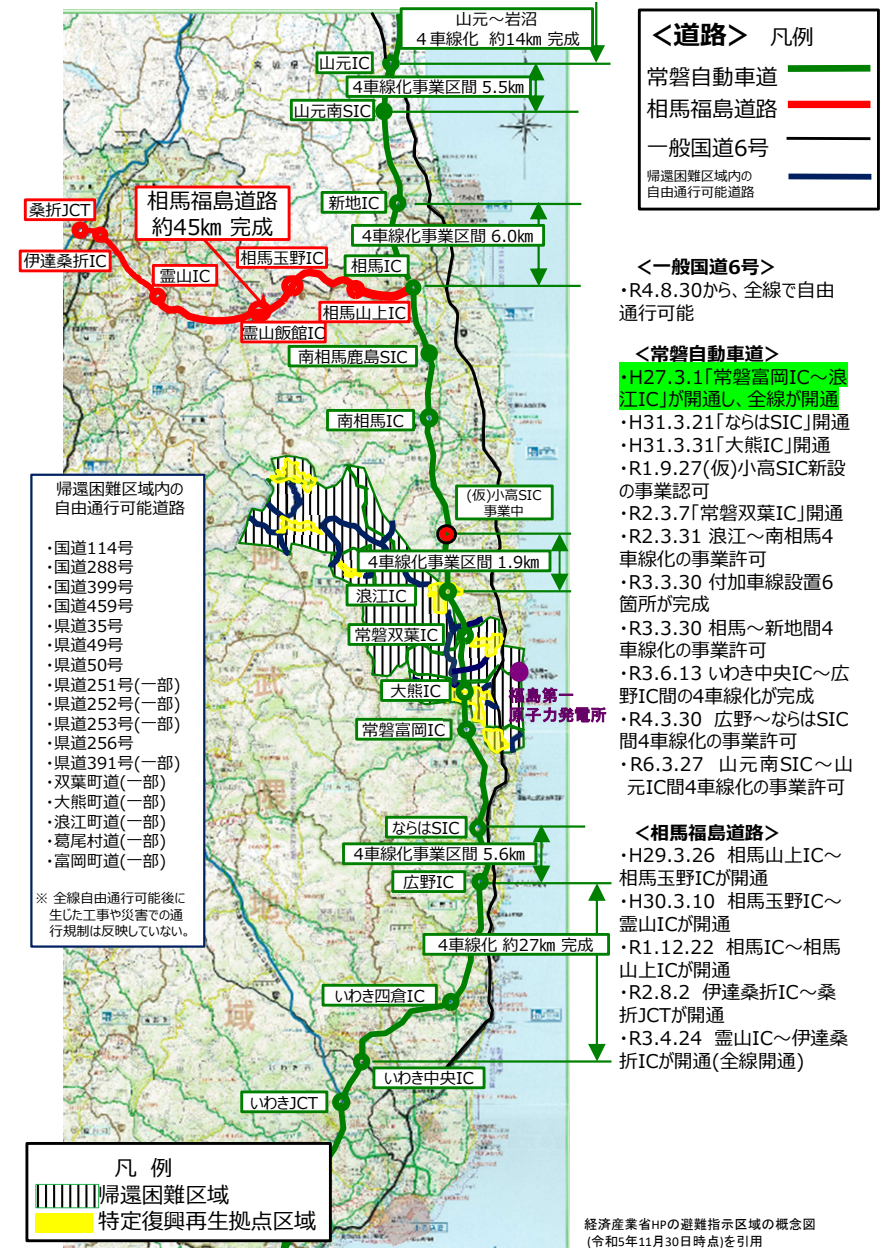
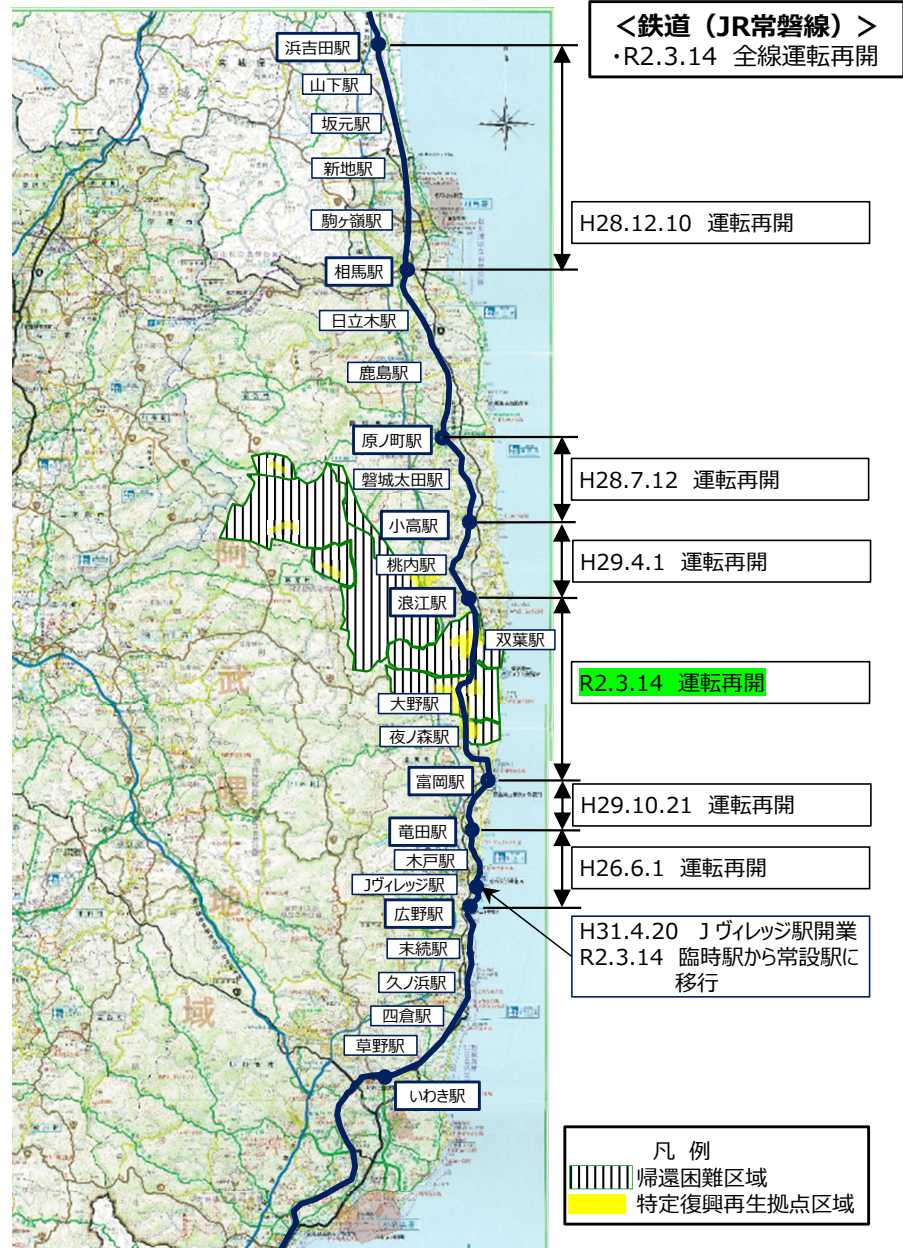
自治体名	田村市	川内村	檜葉町	葛尾村	南相馬市	飯舘村	川俣町	浪江町	富岡町	大熊町	双葉町	計
全域住基人口 (H23.3) A	41,701人	3,038人	8,011人	1,567人	71,561人	6,509人	15,892人	21,542人	15,830人	11,505人	7,100人	204,256人
全域住基人口 (R6.1) B	33,600人	2,285人	6,480人	1,273人	56,618人	4,686人	11,687人	15,174人	11,516人	9,955人	5,436人	158,710人
避難指示が なされた地域 における 住基人口 (H23.3) C	380人	356人	7,959人	1,567人	14,279人	6,509人	1,252人	21,542人	15,830人	11,505人	7,100人	88,279人
避難指示が なされた地域 における 住基人口 (R6.7) D	226人	246人	6,422人	1,245人	6,857人	4,584人	622人	14,855人	11,401人	9,982人	5,354人	61,794人
(C/A) E	0.9%	11.7%	99.4%	100.0%	20.0%	100.0%	7.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	43.2%
避難指示が なされた地域 における 実居住人口 (R6.7) F	196人	109人	4,401人	463人	4,363人	1,513人	327人	2,234人	2,475人	790人	130人	17,001人
(F/D) G	86.7%	44.3%	68.5%	37.2%	63.6%	33.0%	52.6%	15.0%	21.7%	7.9%	2.4%	27.5%

※ 上表は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき発せられた避難指示の区域を含む市町村を対象としている

※ A、C、D、Fは市町村HPや市町村へのヒアリング、Bは「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント（令和6年1月1日現在）」に基づき記載

※ 田村市、川俣町、双葉町の全域住基人口(H23.3)はH23.3.1時点、それ以外の市町村はH23.3.11時点

広域インフラの復旧・整備



特定復興再生拠点区域の整備

- 平成29年（2017年）に、福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の計画を認定。**2023年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除。**

葛尾村（2022年6月12日解除）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人※
- ・2018年5月11日、計画を認定

大熊町（2022年6月30日解除）



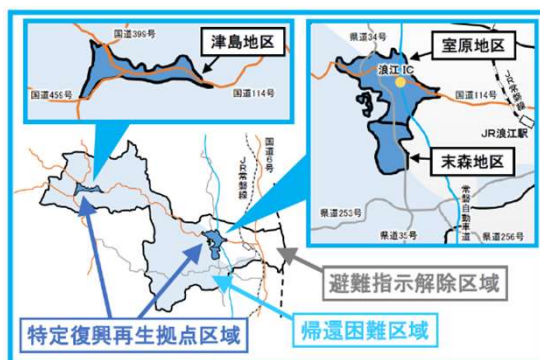
- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人※
- ・2017年11月10日、計画を認定

双葉町（2022年8月30日解除）



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人※
- ・2017年9月15日、計画を認定

浪江町（2023年3月31日解除）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人※
- ・2017年12月22日、計画を認定

富岡町（2023年4月1日、11月30日解除）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人※
- ・2018年3月9日、計画を認定
- ・2023年4月1日に夜の森・大菅地区を中心とする拠点区域、同年11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の拠点区域の避難指示を解除。

飯館村（2023年5月1日解除）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人※
- ・2018年4月20日、計画を認定

※居住人口目標は、避難指示解除から5年後の目標

特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除。
- 帰還困難区域についても、令和4年には葛尾村、大熊町、双葉町、令和5年には浪江町、富岡町、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- ・ 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- ・ 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- ・ 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- ・ 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- ・ 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- ・ 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。
(R2.12.25)

特定復興再生拠点区域外に係る対応

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期するため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

特定復興再生拠点区域外に係る対応

＜福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律＞（令和5年6月9日公布・施行）

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

○市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

○**市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣**が認定

○認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

（1）**除染等の実施（国費負担）**

（2）道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和5年9月に、**大熊町及び双葉町の一部区域**に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。**同年12月に先行的な除染等を開始。引き続き、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。**
- 令和6年1月に計画を認定した**浪江町**の特定帰還居住区域について**同年6月に除染等を開始。**同年4月までに計画を認定した**富岡町**並びに計画変更により対象区域を拡大した**大熊町及び双葉町のその他の特定帰還居住区域**についても、**令和6年度内に除染等に着手できるよう準備中。**
- **葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、計画を作成予定。**
- **帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、令和6年8月から浪江町が2回目を実施。**

【特定復興再生拠点区域外への帰還意向確認調査結果（第1期）】

	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町
世帯数（世帯）	604	422	760	244
返送世帯数	370（61%）	267（63%）	444（58%）	187（77%）
帰還意向あり	198（33%）	168（40%）	256（34%）	92（38%）
帰還希望なし	107（18%）	38（9%）	117（15%）	46（19%）
保留	65（10%）	61（14%）	71（9%）	49（20%）

※調査は、各自自治体及び内閣府が共同で実施。

※調査開始及び集計時点：

大熊町（開始：令和4年8月19日、集計：令和6年1月31日） / 双葉町（開始：令和4年8月26日、集計：令和6年3月8日）

浪江町（開始：令和4年11月30日、集計：令和5年12月5日） / 富岡町（開始：令和4年12月23日、集計：令和6年1月17日）

※葛尾村も昨年度調査を実施。対象世帯に限られるため、個人情報保護の観点から、結果は非公表。

【認定済み特定帰還居住区域復興再生計画の概要】

【大熊町】 令和5年9月29日認定、
令和6年2月2日変更



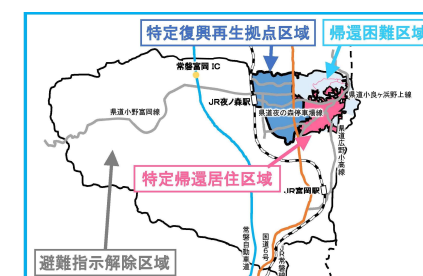
【双葉町】 令和5年9月29日認定、
令和6年4月23日変更



【浪江町】 令和6年1月16日認定

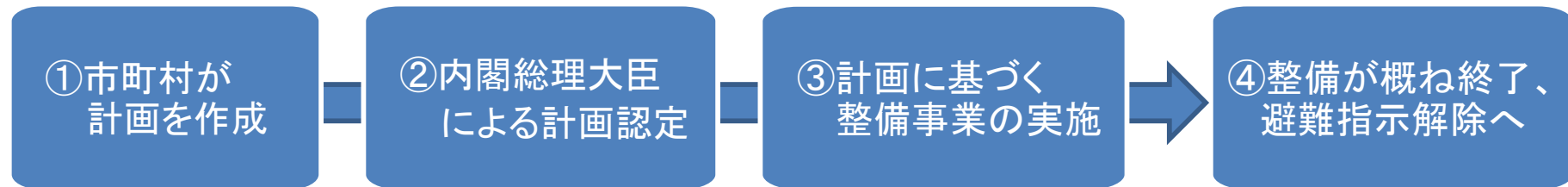


【富岡町】 令和6年2月16日認定



(参考)特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」(拠点区域)を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定(2021年8月)。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正(2023年6月)により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■計画の認定基準(区域の条件)

- ◆除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

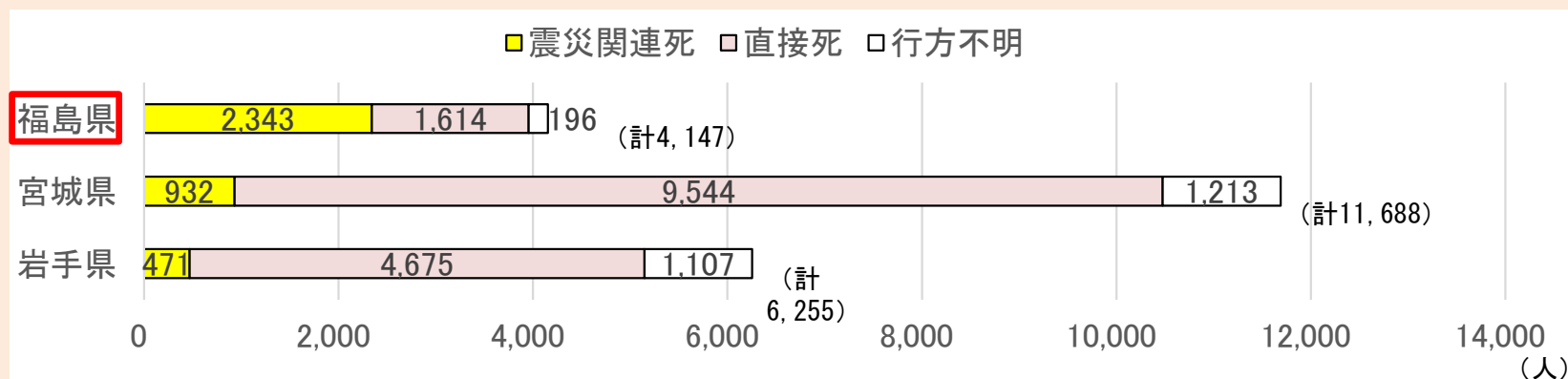
福島県における人的被害と避難状況

- 福島県内において、直接死者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,343人。
岩手、宮城両県と比べて震災関連死者数(※)が直接死者数を上回っていることが特徴。

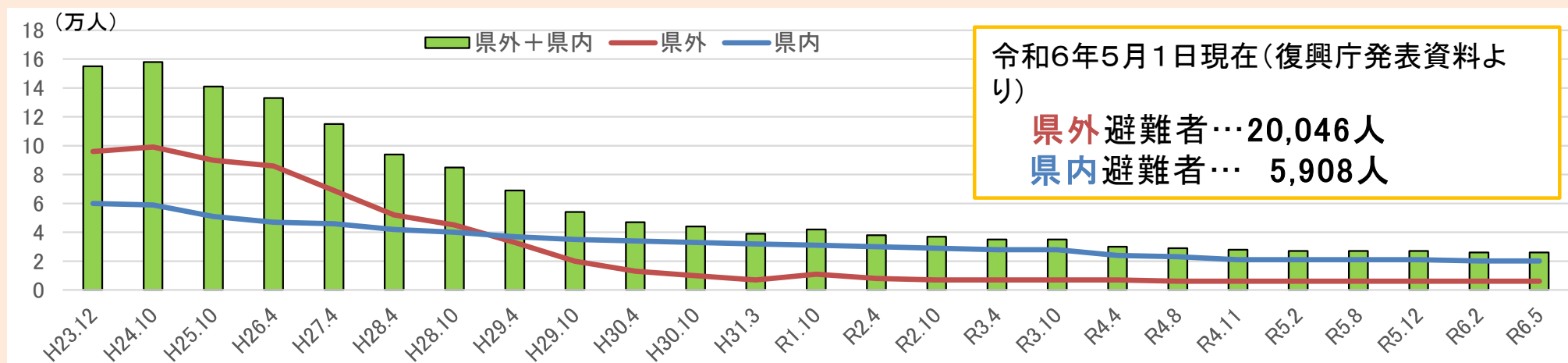
※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること。

- 福島県全体の避難者数は、令和6年5月現在で約2.6万人。

1. 福島県の人的被害

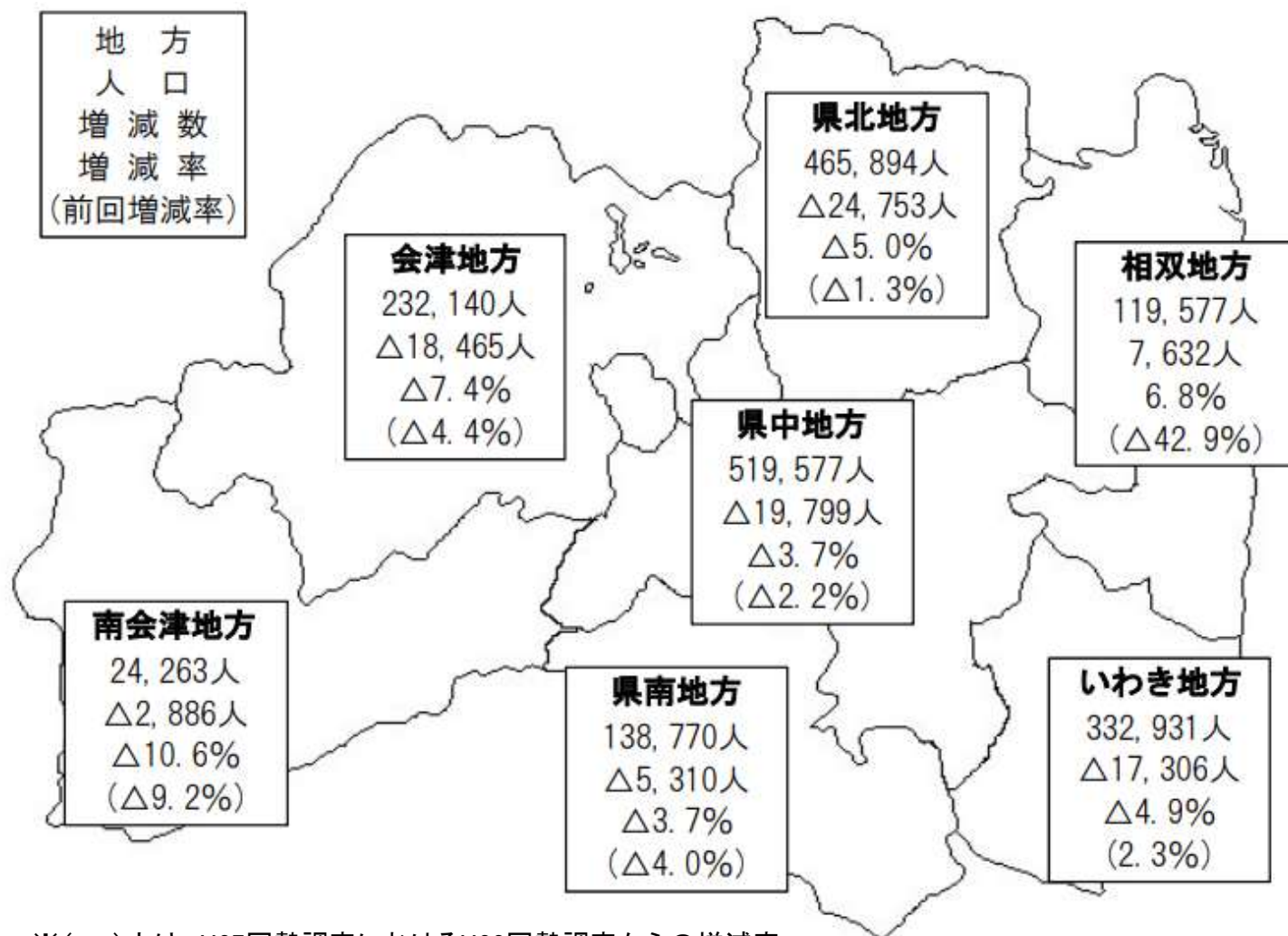


2. 福島県全体の避難者数の推移



福島県の人口

- 国勢調査に基づく令和2年10月1日現在の福島県の人口は1,833,152人で、前回調査(平成27年:1,914,039人)と比較すると△80,887人(△4.2%)。
- 県内の地方別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で前回調査から7,632人(6.8%)増加している。一方で、震災前の前々回の調査(平成22年:195,950人)から76,373人(△39.0%)の大幅な減少。



- 人口の推移
※令和2年10月時点
※():平成27年との比較

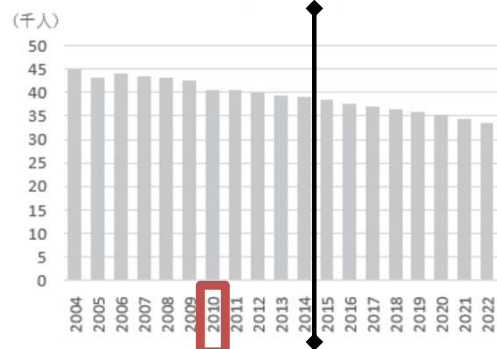
・福島県	1,833,152人 (△80,887人) (△4.2%)
・【参考】全国	126,146,099人 (△948,646人) (△0.75%)

※()内は、H27国勢調査におけるH22国勢調査からの増減率
注:「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)を基に作成

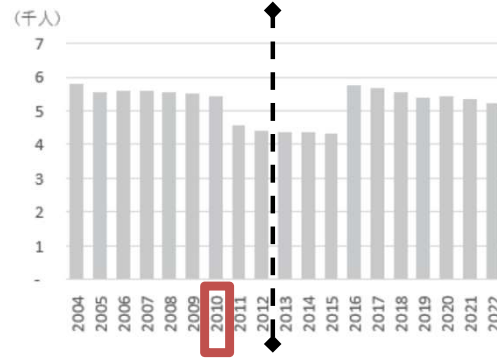
12市町村別人口の推移

○ 全市町村において、2020年の人口は、2010年の水準を下回っている。特に、楢葉町、葛尾村、飯館村と中4町が大きく下回っている。

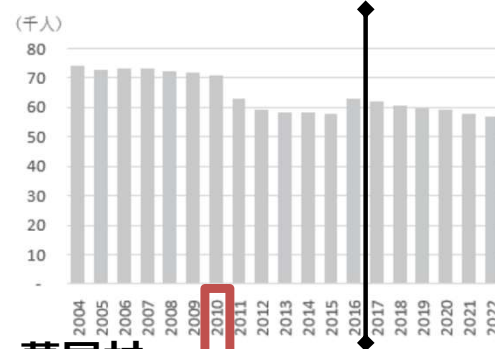
田村市



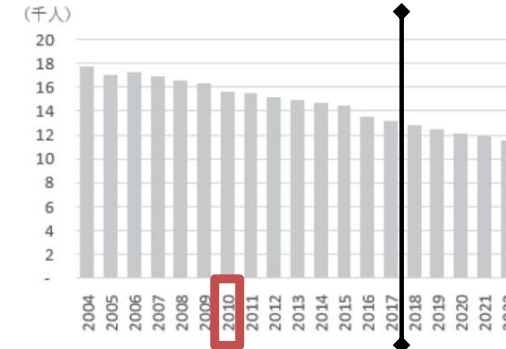
広野町



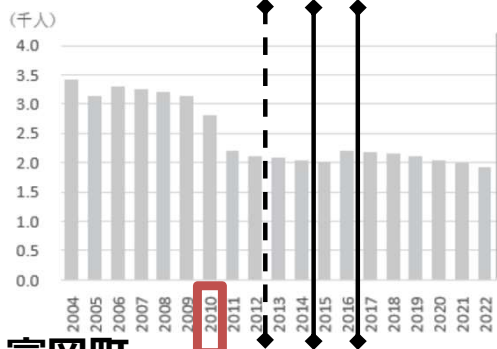
南相馬市



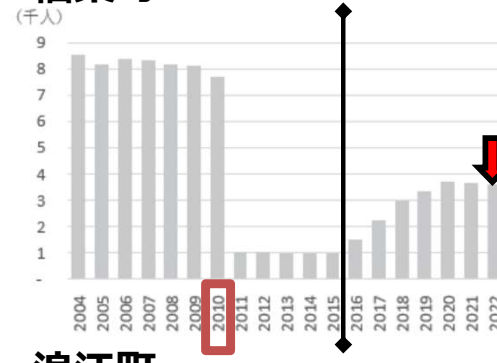
川俣町



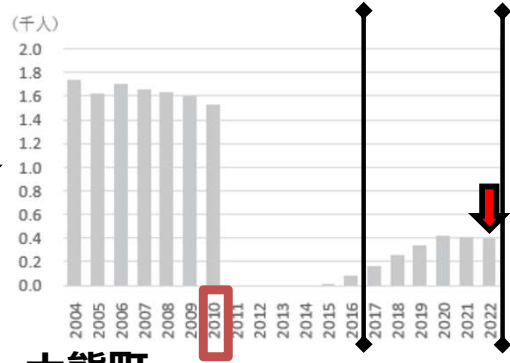
川内村



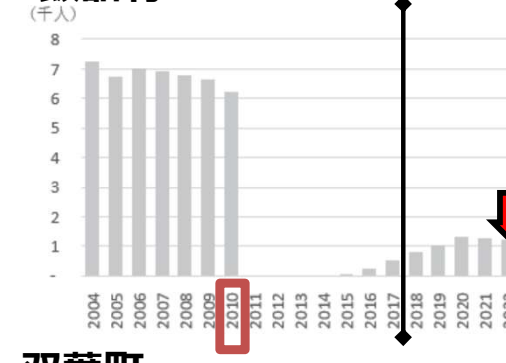
楢葉町



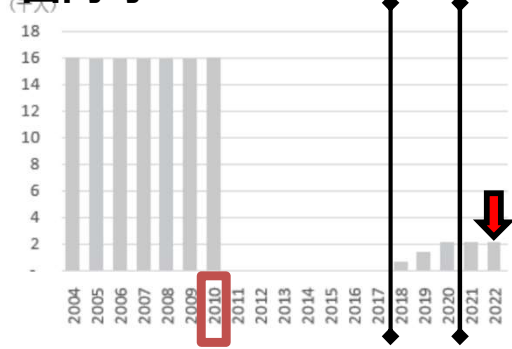
葛尾村



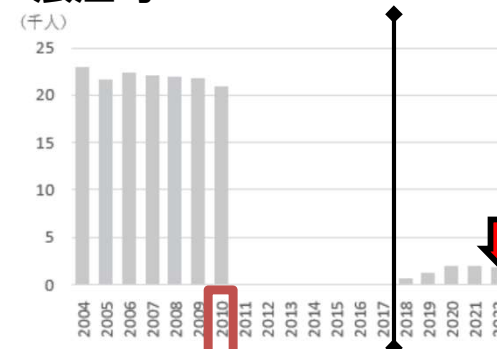
飯館村



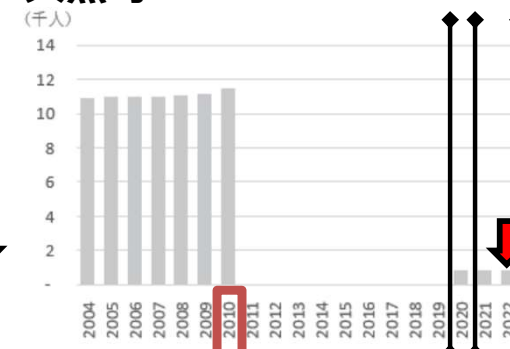
富岡町



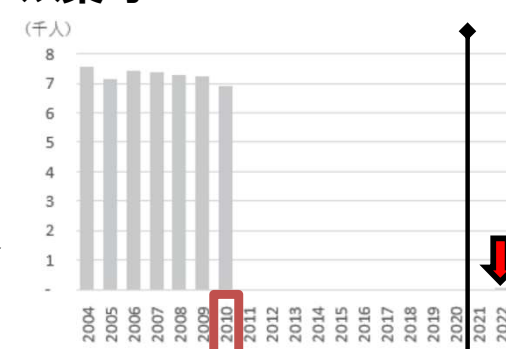
浪江町



大熊町



双葉町

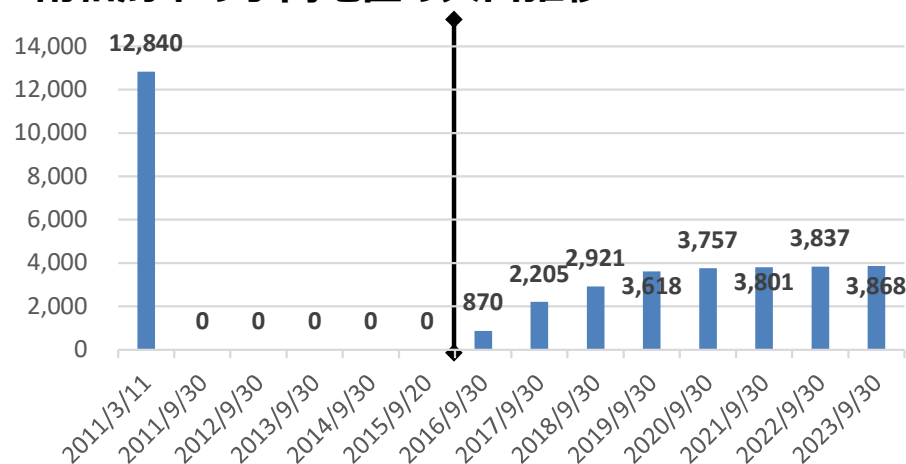


(備考) 縦実線は避難指示解除のタイミング、縦破線は自主避難指示解除のタイミング。グラフは国勢調査、福島県「県内各市町村住民基本台帳」等を元にデロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー・合同会社により推計。

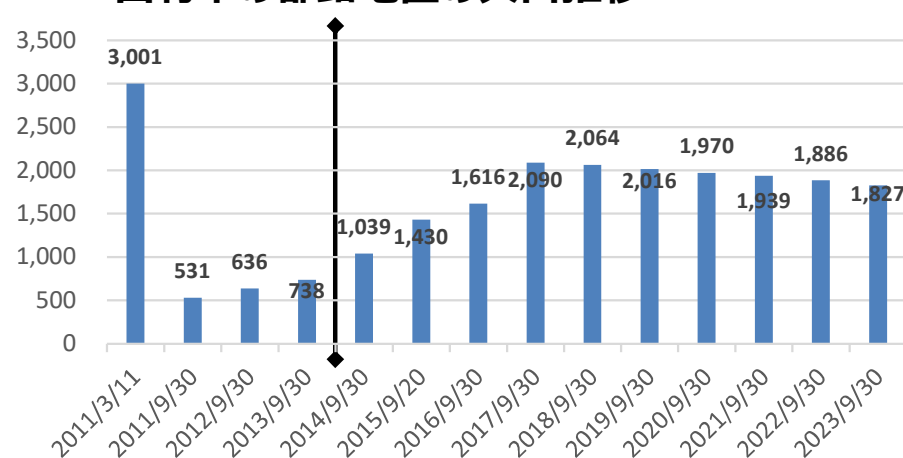
避難指示地区の人口推移

- このうち、田村市、南相馬市、川俣町で実際に避難指示が出された都路地区、小高地区、山木屋地区の人口は震災時の水準と比較して著しく下回っている。
- また、解除後3～4年間は帰還が進むが、その後は横ばいが続いている状況（震災3年後と比較して早期に解除された都路地区でも同様）。
- こうしたことから、避難指示を出したか否かが、その地域の人口動態に大きく影響。

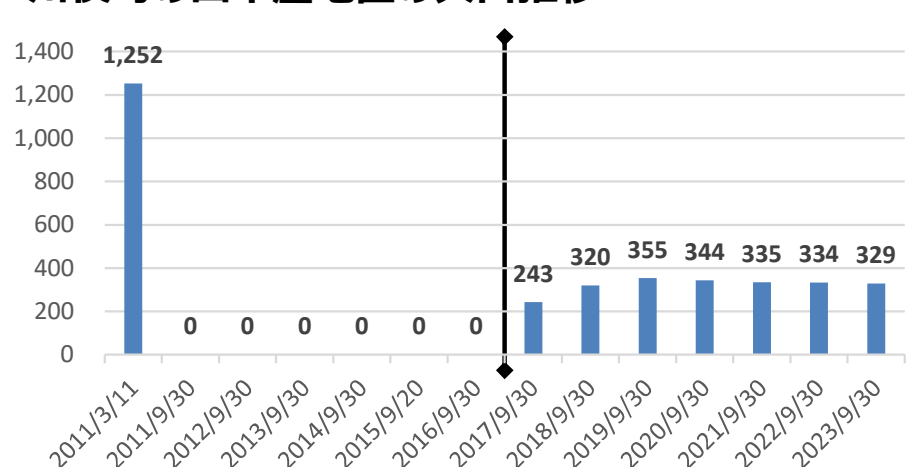
南相馬市の小高地区の人口推移



田村市の都路地区の人口推移



川俣町の山木屋地区の人口推移



（備考）縦実線は避難指示解除のタイミング
データが取得できなかったところは「－」としている

（避難指示解除のタイミング）

- ・南相馬市小高地区：2016年7月12日
（居住制限区域、避難指示準備解除区域）
- ・田村市都路地区：2014年4月1日
（避難指示準備解除区域）
- ・川俣町山木屋地区：2017年3月31日
（居住制限区域、避難指示準備解除区域）

12市町村別の高齢化率の変化

- 12市町村における高齢化率は、震災により、急速に上昇。生産年齢人口、特に子育て世代の帰還が進んでいないことによるものと推測される。
- 今後、中長期の12市町村の経済社会の持続的な発展にとっても大きな課題。

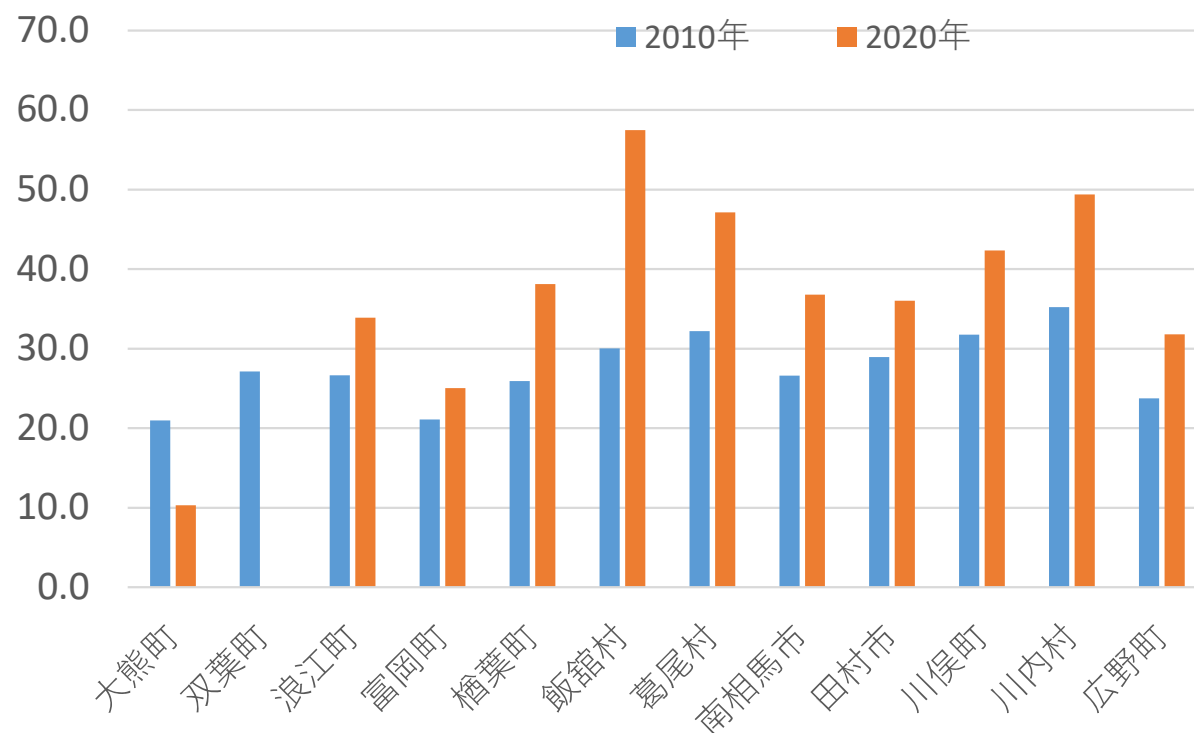
	2010年	2020年
大熊町	21.0	10.3
双葉町	27.1	-
浪江町	26.7	33.9
富岡町	21.1	25.1
楡葉町	25.9	38.1
飯舘村	30.0	57.5
葛尾村	32.2	47.1
南相馬市	26.6	36.8
田村市	28.9	36.0
川俣町	31.7	42.3
川内村	35.2	49.4
広野町	23.8	31.8

(単位：%)

※高齢化率(%) = 高齢者人口 ÷ 総人口 × 100

※人口は2010及び2020年国勢調査ベース

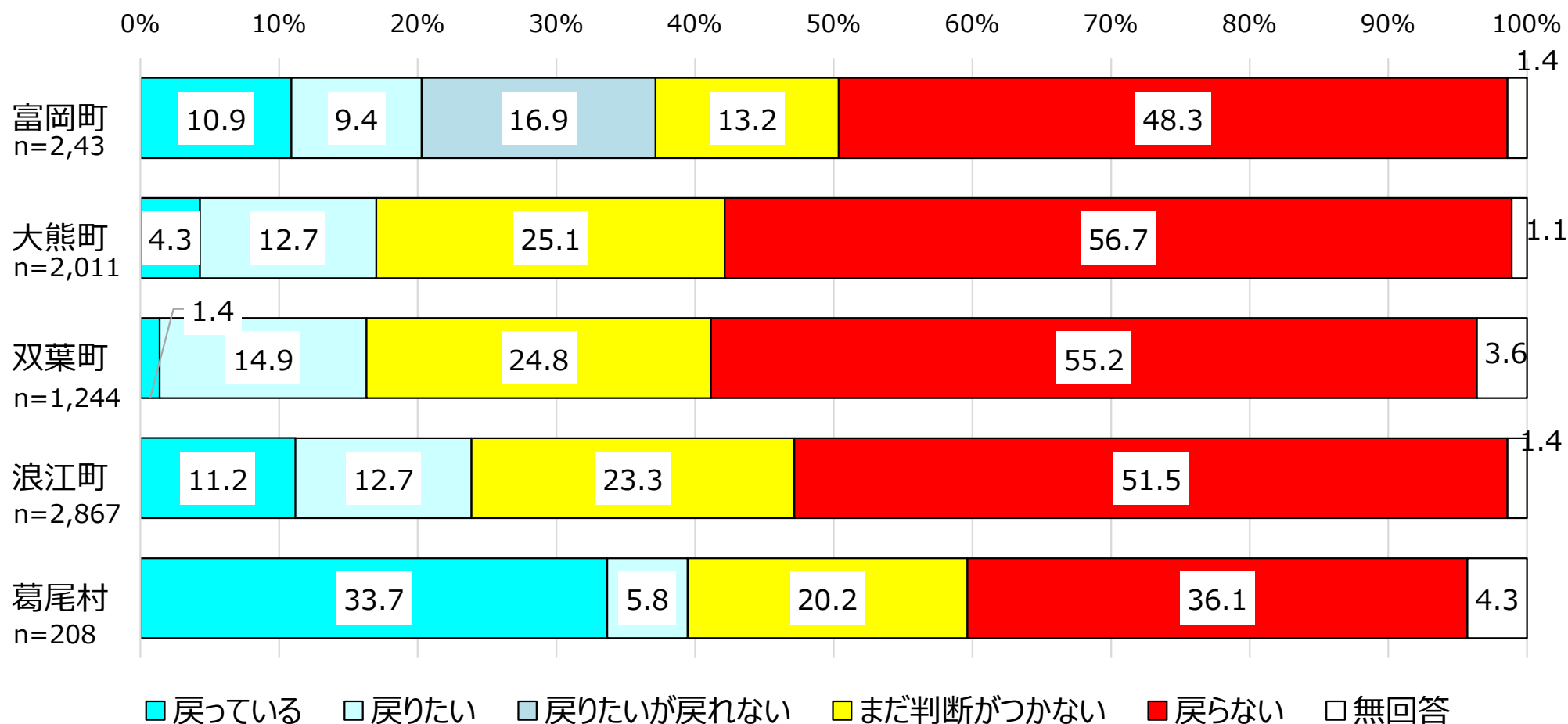
(単位：%)



出典：県庁HP（統計情報BOX）より引用加工

住民意向調査～帰還に関する意向～

- 復興庁では、福島県内の原子力災害による避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備等のための基礎情報収集を目的として、福島県、関係自治体と連携して住民意向調査を実施。



※令和5年度住民意向調査より復興庁にて作成

住民意向調査～帰還を判断するために必要な条件～

- 帰還意向において「まだ判断がつかない」と回答した世帯が、帰還を判断するために必要な条件として、「医療機関の拡充等」「商業施設の充実」「介護・福祉施設の充実」「住民の帰還状況」などが上位にあげられている。

※複数回答可

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
富岡町 n=321	医療機関(診療科)の拡充 62.6%	商業施設の充実 52.3%	介護・福祉施設の充実 43.3%	どの程度の住民が戻るかの状況 36.4%	防犯・防火対策の強化 24.3%
大熊町 n=505	病院、道路、公共交通などの社会基盤(インフラ)の復旧時期の目途 69.1%	住宅確保への支援に関する情報 43.8%	どの程度の住民が戻るかの状況 40.6%	放射線量の低下の目途、除染成果の状況 30.7%	働く場の確保の目途 30.3%
双葉町 n=309	医療・介護福祉施設の再開や新設 47.2%	商業施設の再開や新設 26.5%	住宅の再建に関する支援 19.4%	上下水道等ライフラインの整備状況に関する情報 17.8%	双葉町の今後の姿 16.5%
葛尾村 n=42	医療機関(診療科)の拡充 54.8%	公共交通機関の充実 42.9%	介護・福祉施設の充実 40.5%	商業施設の充実 21.4%	どの程度の住民が戻るかの状況 19.0%

※令和5年度住民意向調査より復興庁にて作成

住民意向調査～帰還しないと決めている理由～

- 帰還意向において「戻らない」と回答した世帯が、帰還しないと決めている理由として、「すでに生活基盤ができているから」「避難先の方が、生活利便性が高いから」「医療環境に不安があるから」などが上位にあげられている。

※複数回答可

	1位	2位	3位	4位	5位
富岡町 n=1,177	すでに生活基盤ができているから 63.6%	避難先の方が、生活利便性が高いから 41.0%	医療環境に不安があるから 26.4%	生活に必要な商業施設などが不足しているから 21.8%	高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから 17.8%
大熊町 n=1,141	すでに生活基盤ができているから 60.9%	避難先の方が、生活利便性が高いから 42.1%	医療環境に不安があるから 34.4%	生活に必要な商業施設などが不足しているから 30.3%	高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから 20.9%
双葉町 n=687	避難先で自宅を購入または建築し、将来も継続的に居住する予定だから 54.6%	既に自宅を解体してしまっているから 42.6%	避難先の方が、生活利便性が高いから 35.1%	医療環境に不安があるから 31.6%	生活に必要な商店などが元に戻りそうにないから 23.0%
浪江町 n=1,476	すでに生活基盤ができているから 56.4%	元の住家を解体しており、戻る家がないから 54.2%	避難先の方が、生活利便性が高いから 41.9%	医療環境に不安があるから 41.2%	生活に必要な商業施設などが不足しているから 26.8%
葛尾村 n=75	すでに生活基盤ができているから 44.0%	避難先の方が、生活利便性が高いから 40.0%	医療環境に不安があるから 36.0%	高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから 33.3%	葛尾村外への移動交通が不便だから 26.7%

※令和5年度住民意向調査より復興庁にて作成

避難指示解除地域における生活環境整備の最近の状況

- 医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備や、新たな住民の移住・定住の促進（「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など）に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年4月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
2021年2月 大熊町診療所 開所
2021年12月 小高診療所 開所
2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
2022年6月 浪江町 「ふれあい福祉センター」開設
2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

教育

小中学校再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済
12市町村内の新規開校など最近の動き：
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年4月「いいたて希望の里学園」開校
2021年4月「川内小中学園」開校
2022年4月「富岡小学校」
「富岡中学校」開校
2022年4月「檜葉小学校」開校
2023年4月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開（8月～新校舎利用）
2024年3月 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ



学び舎ゆめの森

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設
〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働
2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
2021年6月 南相馬市 復興工業団地 ロボコムアンドエフエイコム(株)工場 稼働
2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
2023年4月 双葉町 浅野燃系「フタバスーパーゼロミル」開所

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

買い物環境

2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業
2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業
2023年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業
2023年8月 飯館村 移動販売「セブンあんしんお届け便」開始



道の駅「なみえ」

(参考)大熊町立学校「学び舎 ゆめの森」について

設置経緯・スケジュール

- ・令和4年4月 避難先の会津若松市で開校
- ・令和5年4月 大熊町内に移転(12年ぶりに大熊町内で学校再開) ※新校舎完成までは町役場や交流施設等で授業を実施
- ・令和5年7月 新校舎完成
- ・令和5年8月25日 新校舎での授業開始(2学期始業式)

学校の概要

- (1) 学校種別: 義務教育学校(小中一貫校)及び認定こども園
- (2) 所在地: 福島県双葉郡大熊町大川原地区 ※町役場の東約500メートルに立地
- (3) 幼児児童生徒数(令和6年5月時点)

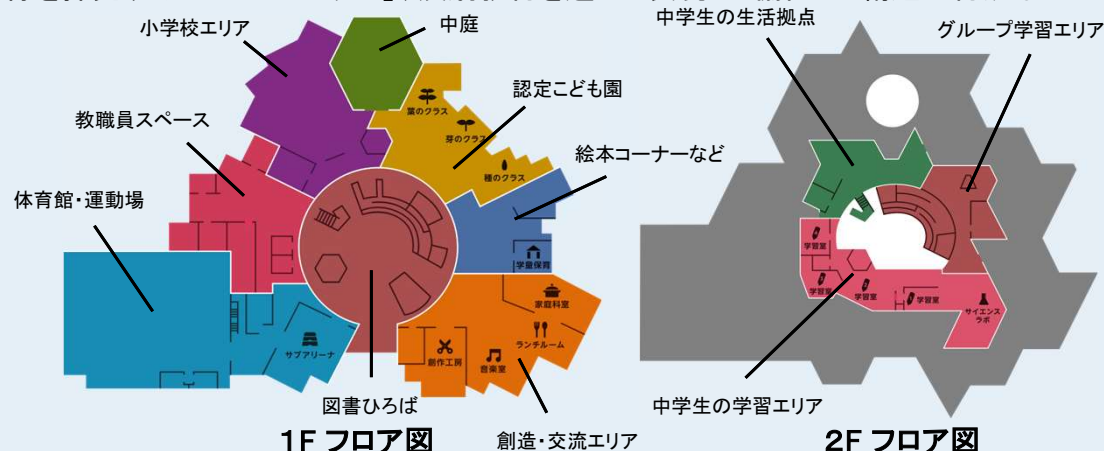
認定こども園:22名、義務教育学校:34名(前期課程(小学校):26名、後期課程(中学校):8名) 計56名

- #### (4) 特色ある教育

0歳～15歳までのシームレスな学び、ICTの活用徹底（AI型教材やコミュニケーション・プラットフォームの活用等）、大熊の自然環境や人と向き合いながら持続可能な大熊の未来像を探究する「ネイチャーラボ」、演劇教育を通じた表現力・協働力・創造力育成など



校舍写真



市町村別総生産の推移

○ 2020年の市町村別総生産について、

① **浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町の5町では、総じて、2010年の水準を大きく下回る（建設特需を除くと、更にその水準が引き下がる）。**

※ 富岡町及び楢葉町については、長らく避難指示が出ていた影響に加え、2Fが稼働しなくなった（廃炉）影響が出ている可能性あり。

② **飯館村、葛尾村の2村では、2010年の水準を超えているが、建設特需を除くと、その水準を下回る。**



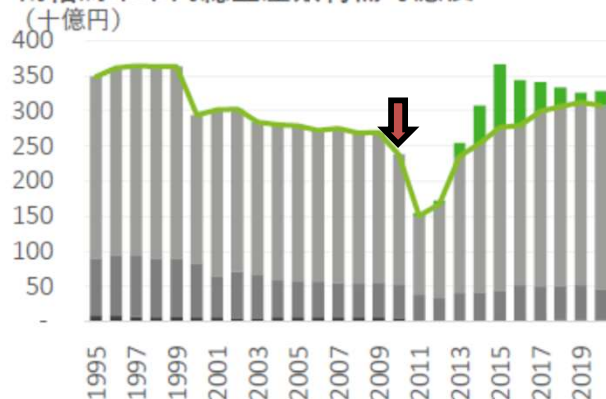
(備考) グラフは各年度「福島県市町村民経済計算」を参照し、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社により作成

■ 第1次産業 ■ 第2次産業 (調整後)
■ 第3次産業 ■ 建設特需

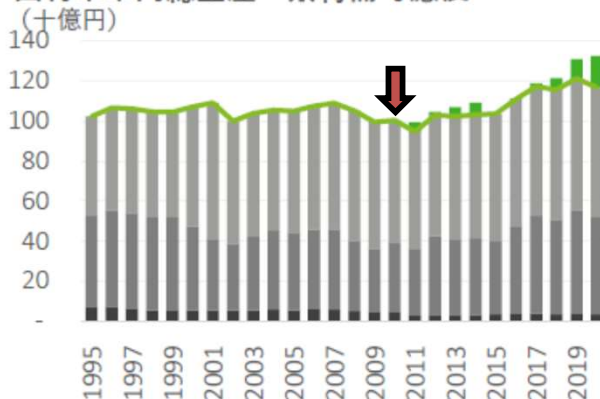
市町村別総生産の推移

- 南相馬市、田村市、川俣町、川内村、広野町の5市町村では、2010年の水準を超えているか近い水準にある。
- ただし、このうち、避難指示対象地区となった南相馬市小高地区、田村市都路地区、川俣町山木屋地区に限定したデータは存在せず、動向は不明。

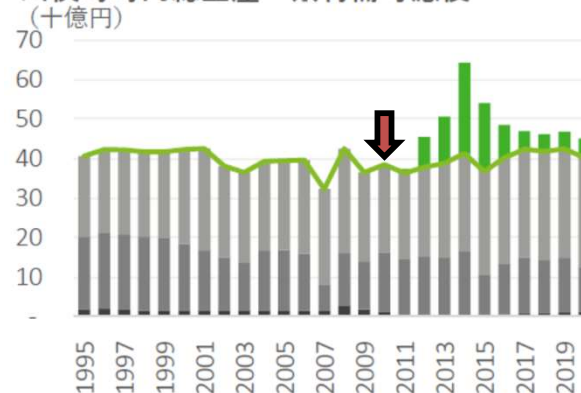
南相馬市市内総生産 ※特需考慮後



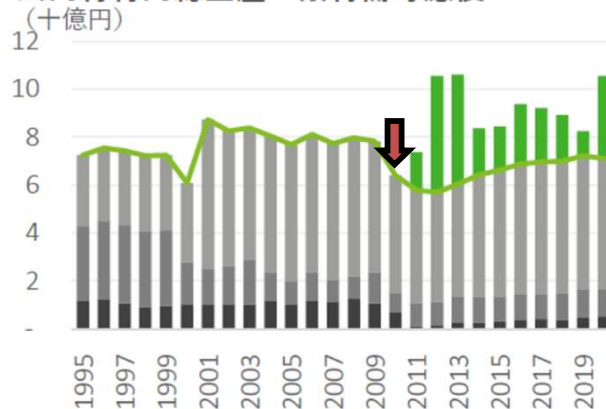
田村市市内総生産 ※特需考慮後



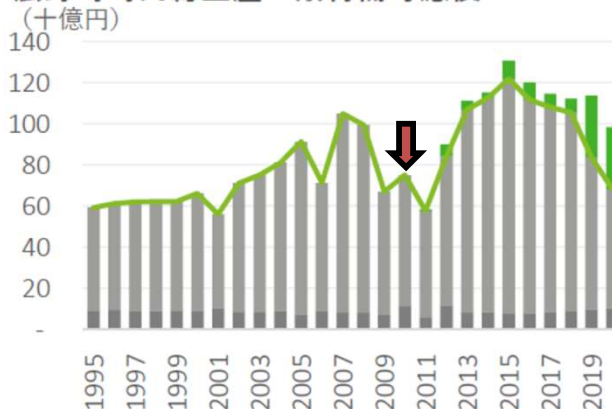
川俣町町内総生産 ※特需考慮後



川内村村内総生産 ※特需考慮後



広野町町内総生産 ※特需考慮後



(備考) グラフは各年度「福島県市町村経済計算」を参照し、デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社により作成